

# 平成19年第7回新宿区情報公開・個人情報保護審議会

平成20年1月30日（水）午後2時  
新宿区役所本庁舎6階 第2委員会室  
司会：山口副会長

## I 開会

## II 議事

- 1 資料18 特定健康診査・特定保健指導の実施について
- 2 資料19 保健情報システム（基本健診サブシステム）の改修について
- 3 資料20 健康診査事業における特定健診等の実施について
- 4 資料21 特定保健指導等メール相談用ウェブフォームの開設について
- 5 資料22 生活習慣病予防健診の委託及び検体検査に関わる再委託について
- 6 資料23 健康診査の実施について
- 7 資料24 国民健康保険料の年金からの特別徴収実施について
- 8 資料25 後期高齢者医療制度実施に伴う国民健康保険料後期高齢者支援金等の創設について
- 9 資料26 納付相談のお知らせハガキ目隠しシール貼付委託について
- 10 資料27 国民健康保険料滞納整理支援システムの導入について
- 11 資料28 文化財情報システムの構築について
- 12 資料29 放課後子どもひろば事業について
- 13 資料30 福祉情報ガイドブックの配布委託について
- 14 資料31 削除

15 資料 3 2 ふれあい入浴証引換券の発送にかかる封入封緘事務の委託について

16 資料 3 3 コールセンター業務委託について

Ⅲ その他

Ⅳ 閉会

○山口副会長　それでは時間になりましたので、平成19年度第7回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

なお、本日は会長が所用で欠席という連絡が来たそうなので、私、副会長の山口が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それではまず、資料と本日の予定につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○区政情報課長　事務局の区政情報課長です。

それでは、前回「平成19年度第7回情報公開・個人情報保護審議会資料」としてお配りさせていただいた資料の説明をいたします。事前にお配りしました資料は、資料18の「特定健康診査・特定保健指導の実施」から、資料29の「放課後子どもひろば事業について」までと、資料32の「ふれあい入浴証引換券の発送にかかる封入封緘事務の委託について」及び資料33「コールセンター業務委託について」となっております。

机上配付の資料といたしましては、次第の差しかえと本日お配りすることになっておりました資料30、第8回の審議会の開催通知、及び第8回の次第及び資料でございます。資料30につきましては、件名が「『福祉情報ガイドブック』の配布委託について」に変更になってございます。

資料31「独居高齢者向け情報紙の訪問配布等に係る再委託について」は、さらに検討を要するという事で再委託の実施を今回見送ることとなりました。その関係で次第から削除させていただきます。

次に第8回審議会資料のうち、資料38につきましては、現在内容を調整中でございます。2月5日、次回の審議会当日に机上配付をさせていただきます。よろしいでしょうか。資料18の「特定健康診査・特定保健指導の実施について」から資料23の「健康診査の実施について」までは、特定健康診査・特定保健指導の導入に関するものですので、今回一括して説明をさせていただきます。

前回に引き続き、審議案件が非常に多くありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。また、実は前回の持ち越し案件もございますので、もし本日の案件をすべて予定どおり審議終了いたしましても、第8回の予定案件はもう既に19件ございますので、持ち越し案件6件を足しまして合計25件という形になってしまいます。そのため予備日といたしました2月5日の審議でも終了しないことが想定されますので、大変申しわけありませんが、もう1日審議会を開催することについてお諮りをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○山口副会長　ありがとうございました。それでは今、最後に事務局から説明がございましたもう1日審議会の開催日を決めてほしいということの申し入れがありましたので、今ご出席の皆様の中で都合のよい日を今お聞きいたしまして、できれば過半数に達する日であれば、もうその日を決めてしまいたいというふうに思いますので、ご協力のほどお願い申し上げます。今こちらの方で考えておりますのは、2月6日水曜日午前、または2月18日月曜日夜、夜というのは6時ごろということでもいいですか。6時以降、2時間とすれば8時ということですが。まず2月6日水曜日午前、これは10時から12時ということでもよろしいですか、ということで、ご都合のよろしい方、ちょっと手を挙げていただけますか。

[挙手]

9人、今いますね。それから2月18日夜、月曜日6時から8時ということではどうでしょうか。

[挙手]

だめですね。じゃあ6日。それでは2月6日水曜日、5日と6日連日ですが、恐縮ですが、9名ご出席可能ということで決めさせていただきます。事務局の方は、それでよろしゅうございますか。

○区政情報課長 どうもありがとうございます。追って開催通知等は次回、お配りをさせていただきますと思います。場所につきましてもそのとき、多分委員会室を使わせていただくこととなりますので、この委員会室を予定したいと思います。

○山口副会長 どうぞ。

○有馬委員 そうすると、こういうことがあるかどうかわかりませんが、例えば5日の日にすべてが終われば、6日はなくなるということの考え方にもなるわけですか。そういうことはないんでしょうけど。その辺はどうなんですか。

○区政情報課長 今ご指摘のように、もし5日の日にすべて終われば、6日の日は大丈夫という形になります。

○山口副会長 そういうことですので、本日の審議を含めまして多数案件がございますので、ご協力をいただきたいと思います。なお、せっかく諮問を受けているわけですから、期日を狭めるために審議を省略するわけにもいきませんので、その点は皆さん常識的にお考えいただきたいというふうに思います。

それでは今の点につきまして、委員の方々には今お願いしたとおりですが、本日ご出席の説明者の予定の方も、ぜひそういう点をこちらも協力するつもりで時間はとりますけども、できるだけ簡潔にご説明をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それでは本日の審議に入りたいと思います。次第に沿って審議を進めてまいります。資料18の「特定健康診査・特定保健指導の実施について」から、資料23の「健康診査の実施について」は、特定健康診査・特定保健指導の導入に関するものでありますから、一括して説明を受け、質疑応答は資料ごとに行いたいと思います。それでは説明者の方、説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。どうぞ。

○国保年金課長 それでは、国保年金課長の中川と申します。よろしくお願ひいたします。

今副会長からご説明がありましたが、特定健診の一連の流れでございますので、課が幾つかまたがるんですが、私、国保年金課から一括してご説明をさせていただきたいと存じます。それでは資料の18のページをめくっていただきまして2ページ、事業の概要をごらんいただきたいと存じます。恐縮ですが、座らせていただければと思います。

○山口副会長 どうぞ。

○国保年金課長 まず特定健診・特定保健指導の事業の概要を改めてざっとご説明させていただいた上で各論に入らせていただければと思います。この特定健診・特定保健指導というのは、ことしの4月1日から、今まで市区町村が主体となっていた健診については、高齢者医療確保法に基づきまして、各医療保険者が40歳から74歳までは健診・保健指

導の実施者となるということが決まっております。それに伴いまして今回お話しするのは、新宿区区民であっても、新宿区国民健康保険の加入者、それから後ほどご説明しますが、特定健診以外の区の一般施策、健康施策として特定健診で定められている項目以外を広く区が行うわけですが、この方については対象が区民全般というようなこととなります。資料をご説明させていただきたいんですが、特定健診の実施項目、ここにあるように項目というのが中段にございますが、必須項目と詳細項目ということが定められております。必須項目はここにあるように、問診ですとか身体、それから理学的なもの、血圧、血液、検尿というのが、これが必須になっております。それから詳細というのはある基準を超えて医師が必要と認めたものについては、さらに心電図、眼底、貧血検査が行われるというのが、まず特定健診でございます。

それから保健指導でございますが、この健診の結果、例えば血圧ですとか血糖ですとか高脂血症、それから腹囲ですね、お腹の回り、例えば男性ですと85センチ以上となるわけですが、そういった方々につきましてひっかかった数によって保健指導の段階が決まっております。一番強力にやるのが積極的支援という保健指導があります。これは初回面接から始まって3カ月以上の保健指導がある。それからもう少し軽い方、いわゆるメタボリック症候群予備軍と思われる方々については動機づけ支援というようなことで、要は頑張って生活行動変容に結びつけるような保健指導に入るといったことが義務づけられております。ですから、新宿区民におかれましても、例えば〇〇会社健保組合に加入されている方については、その所属する健保組合から健診をなさいと指示を受ける。あるいはその結果をこうすることで保健指導しなさいと、その健保組合それぞれから出てくるというようなところが大きな流れでございます。

大きな制度のご説明を終わらせていただきまして、今回お話しする説明に入らせていただくわけですが、このカードごとでやっつけてしまいますと、非常にわかりづらいということもありますので、資料の12ページ以降にカラー版で大きなものとA4横で図がきょうは配らせていただいているんですが、恐縮でございますが、それを中心に説明をさせていただければと思います。

それで、きょうお話しする個人情報の流れをご説明いたしますと、A4横版に「特定健診・特定保健指導全体相関図」という、左側が赤い四角で囲んでいるものがございますが、ちょっとそれをごらんいただければと思います。この関係というのは、区それから右側が保健指導や診察をやる実施機関、それから左側の下に国保連合会、こういう三つの関係が今回お話しする内容のものでございます。これをちょっと聞きながらですが、大ざっぱにいきますと、まず区が健診の実施者ですから、国保という医療保険者の区がまず実施主体となって、例えば医師会それから保健センター、区民健康センター、ここに健診をやっていただくというようなこととなります。その結果について、例えば医師会でも血液検査がそこでは自分では検査できませんので、例えば血液検査の再委託があったり、それから国保連にデータを提出するということから、例えば電子化の再委託もあり、あるいは国保連にデータを送るということがありますので、そこについては外部結合なんていうのが出てくるというような、大きな関係があるということをご理解いただければと思います。

続きまして、今度一番大きなA3の表をごらんいただきたいんですが、ここから本カードのご説明になるわけですが、この表の見方は左側から右側に事実が動いていくという

フローチャートにさせていただいています。それから黄色く囲ってあるところ、ここが今回の諮問をさせていただく事項、それから四角く例えば一番左をごらんいただきますと、特定健診データシステムと、こう黄色く囲んでありますが、その上に「18 P3」とございます。これが今回お配りさせていただいています諮問番号、その3ページという形で引けるような形をさせていただいています。一方このオレンジ色につきましては、今回の報告事項というような形で色分けをさせていただいております。それから水色に囲んであるところは、端的に言うところのことをやりたいんだと、かいつまんだご説明をさせていただくという関係でお諮りをさせていただければと思います。

それでは、順を追いまして諮問させていただく事項、それから報告させていただく事項というところの説明に入らせていただきたいと思います。それから表側のところの一番上の四角く囲んであるところが区民、それから中段が区、そして実施機関、一番下が国保連という四角の関係ということもごらんいただければと思います。まず一番最初に、特定健診を行うために、特定健診の被保険者のデータを管理するためのマスタというのをつくります。それは区が国保連に情報を提供させていただくという関係がありますので、区がまず国保連に、例えば氏名ですとか、あるいはさまざまな個人データについてデータを国保連に送る。それから、国保連というのは都道府県ごとにあるんですが、東京都の場合は東京都国保連、これが全市区町村の特定健診のデータを管理するということになっておりますので、新宿区国保の個人データを国保連に提供する。電送でやるわけですが、そのためのシステム開発をさせていただきたいというのが第1点目でございます。

そのデータが国保連に送られますと、二つ目の項に移行していただきたいんですが、国保連は特定健診対象者の抽出をし、データ作成、それから受診券の整理番号などを付番したデータを区に送り返してまいります。そのデータに基づきましてホストコンピュータで受け入れて特定健診のための、例えば健診票出力の準備をこのホストコンピュータでやるということになります。この健診票を打ち出したときに、外部の業者に封入封緘委託をさせていただきたいというところにまずなってまいります。その健診票を封入封緘しまして、区民に送りますと、区民は健診票を持って実施機関に健診に行くわけでございます。この中で我々が今考えている実施機関は、医師会に委託しております、あるいは医師会外でもあるんですが、地域の診療所、それから区に4カ所ございます保健センター、それから区民健康センター、ここで実施をするということをご予定してございます。

まず医療機関、医師会等の委託をするわけですが、ここについては対象年齢が40歳以上ということで対象年齢とさせていただくわけですが、ここにつきましてはこの健診の業務委託というのが1本入りますし、医師会は先ほど冒頭申し上げましたが、血液検査なんかは外部業者に委託するわけですので、その再委託の関係が出てまいります。それからもう一つ、保健センターでございますが、保健センターについても建物自体は区立ではございますが、健診については委託ということをご考えてございますので、健診業務の委託化、それから重なりますが検体の再委託、それからその健診結果のデータ化の再委託という個人情報動きがございます。ちなみに、保健センターは今まで20歳から54歳までが対象でございましたが、来年の4月から16歳から65歳未満までという年齢拡大も考えてございます。それから区民健康センターにつきましても、これについても対象年齢が20歳だったのが16歳からという年齢拡大に伴いまして、健診項目の一部変更ということも

お諮りをしたいと思います。

今申し上げた実施機関で健診が終わりますと、その健診結果についてはまず本人、それから区を介しますので区も健診結果情報を得ます。その健診結果につきまして、データ化をする。そして本人にまず健診結果が出ていきます。それから健診結果の書いた健診票というのは区も同時に把握するわけでございます。その結果については保健情報システムのところにも取り込みますし、あるいはこの実施機関というのはデータパンチ委託について再委託をし、データ入力機関で入力をさせるということです。それからその実施機関については国保連にその健診結果データを送るというようなことになってまいります。そのデータにつきましては、区、それから国保連と外部結合させていただきまして、区の専用サーバで特定健診結果がいろいろ見られるというような形にもなってまいります。それから、国保連についてはそのデータ管理のほかに費用決済、健診にかかったお金についての決済というようなこともコンピュータで整理をしていくということになります。

そして、この健診結果に基づきまして、続いて区といたしましては上の実施報告電子化パンチ作業というところをごらんいただくわけですが、この実施報告をパンチいたします。それから続きまして横に行ってくださいなんですが、健診費用の委託料、これは委託料を出すわけですが、この区の上乗せの部分のお金の精算もホストコンピュータを使ってやっていくということになってまいります。その区のホストコンピュータで委託料を精算したのについて、医療機関へ委託料を払い込むというような流れになってきます。ここまでが健診の一たんの流れになってきます。

それから次に、今度国保連の方に目を移していただきたいんですが、この健診結果に基づきまして、国保連のコンピュータによりまして健診結果で保健指導のレベルの階層化を行います。先ほど申し上げました動機づけ支援なのか、積極的支援なのかというようなことをやってまいりまして、その結果について区に磁気テープで結果が送られまして、その結果についてホストコンピュータで受けるということになります。そのホストコンピュータで保健指導の利用券というのを発送するわけですが、ここの開発についてもお諮りをさせていただくということになります。その保健指導券について、外部の業者に封入封緘を委託というところもさせていただきまして、保健指導利用券というのを本人に送るということになります。

受けた区民の方が保健指導券というのを実施機関に持っていきまして、そこで保健指導を受けてもらうわけでございます。そこについても保健指導の結果については後ほどデータ化をするわけですので、保健指導の委託とともに電子化の再委託というところもお諮りをさせていただくということになります。特に保健センターは、これは直営で保健指導をやるわけですが、この保健指導のやり方の一つに例えば電話・ファクスということもあるわけですが、その保健指導になった方とメールでのやりとりによって保健指導、あるいは中間的な「頑張っていますか、どうですか」ということをやりとりしていいということになっておりますので、ここについてはメール相談ができるような、メール相談用ウェブフォームの開設、外部結合についてお諮りをさせていただくということになります。その結果を特定保健指導の結果について電子化したものについて国保連に送り、国保連が整理をし、そのお金の決済ということも国保連にやっていただいて、そのデータを区に送ってもらい、そのデータはまた区の専用サーバとつながるパソコンによりまして、いろ

いろなデータの分析の活用に使いましたり、あるいは委託料の算出に使っていくと。そしてその委託料は実施機関に支払われていくというような大きな流れでございまして、それぞれがお手元に配らせていただきました諮問番号の18番から23番までというようなことでお諮りをする次第でございます。

特定保健指導関係につきましては、ご説明は以上でございます。雑駁でございますが、よろしくご審議いただければと思います。

○山口副会長 今の説明でもう18から23、全部終わったことになるんですか。

○国保年金課長 はい。

○山口副会長 ああそう、いやいやいいです。わからないから、もう全部やり直してもらわないとしようがないなと思っているだけで。すみません、そうしますと、資料18をごく簡単に説明してください。何ですか、これは。資料18っていうのは。それだけを今、審議対象にしますから、もう。

○国保年金課長 わかりました。

○山口副会長 これをごく簡単に説明してください。

○国保年金課長 この資料18は、特定健診の国保連にデータを送る、あるいは受ける被保険者のマスタをつくりたいということと、それから先ほど申し上げました保健指導の利用券の発行システムの開発についてお願いしたいというような内容でございます。

○山口副会長 要するに、目的は利用券を発送するための。

○国保年金課長 のものと、二つの機能がありまして、それとそもそものベースの被保険者のデータのやりとりができるようなシステムを、ホストコンピュータで開発をさせていただきたいという点でございます。

○山口副会長 もともと個人の何かデータはあるんですか、今。

○国保年金課長 はい。今は国民健康保険の情報というのは国保システムで保有してございます。

○山口副会長 それで、今度新しくこれは何かを開発と書いてありますから、データそのものを新しくつくりかえようとしているんですか。それとも今あるデータを使って何かのシステム、ここへ発送システムと書いてありますから、要するに、そのデータを使って発送のシステムをつくるだけのことでよろしいでしょうか。

○国保年金課長 それと、特定健診特定保険者という、特別なファイル管理をしなきゃいけませんので、そのファイルもつくらせていただきたいというようなところもございませぬ。これが資料の3ページの①がそういうことでございます。

○山口副会長 資料の3ページの①って、①も二つあったりして、どこをおっしゃっているのかよくわからないんだよね。

○国保年金課長 新規開発・追加・変更の理由の欄の①。

○山口副会長 ①ですね。

○国保年金課長 はい。

○山口副会長 そうすると、まず今あるデータの中から対象者を選び出す作業があるんですよと。それでまず対象者のリストをつくりまして。その対象者のリストに基づいて発送の手順をつかって、ここに利用券を発行する、要するにシステムと書いてあるから、システムを開発したいんですと、こういうことですね。



○国保年金課長 さようでございます。

○山口副会長 わかりました。それで今まであるデータも国保年金課であり、この新しくリストをつくって発送システムを開発して保存するところも国保年金課だということですね。

○国保年金課長 さようでございます。

○山口副会長 じゃあ、保有課としては、その内部でやるシステムの話ですよ。

○国保年金課長 さようでございます。

○山口副会長 まずとりあえず、一つずつ行かないとわかりませんので、今の範囲で資料18で何かご質問ありましたら、どうぞ。

○有馬委員 最後の、これは封入を委託するという形になっていますよね、特定健診票と。これは委託先が、これから決まるということなんですけども、この委託先について入札ということなんですけども、これは今までの事例から含めて入札先というのは、ある程度実績のあったりとか、そこら辺の目安というのはどういう形でつけておられるのか、どういうふうに進めていかれるのですか、入札は。

○山口副会長 どうぞ。

○国保年金課長 これにつきましては、特殊な委託先の技術というのは特に必要ございませんので、一般の封入封緘業者のルールで選ばせていただこうとは考えてございます。ですから、登録業者の中から選んでやっていくという形になってくるということを想定しております。

○山口副会長 どうぞ。

○有馬委員 これはほかも全部そうなんですけど、私は入札による決定というのは、本来は入札先が決まっていてこれは審議できるということにもなるのかなと。その入札先が決まらないと、これは情報の問題が行くわけですから、その情報の管理が適切にそこが行えるかどうかというのは、なかなかこれでは見えてこないですよ、委託先が決まっていないわけですから。そこら辺の考え方がここだけではなくて、ほかも全部あるので、そこら辺の背景や考え方がきちっとされているのかどうかというのが非常に見えないんで、不安な要素はないのかなというのがちょっと気になるころではあるということ、聞いたんですけど、その辺については。

○山口副会長 どうぞ。

○国保年金課長 資料で8ページが今、委員ご指摘の封入封緘のカードになるわけですが、11ページ、12ページをごらんいただければと存じますが、我々としましてもこれも区の一般的なものではございますが、委託の特記事項をつけさせまして、情報セキュリティについては万全を期させるという条件を付したいと考えてございます。

○山口副会長 よろしゅうございますか。ほかにご質問ございますか。

私から質問しますけど、先ほど私、安易に保有課は全部国保年金課ですよと、こういうふうに申し上げたんですが、ちょっと一々チェックしてみますと、計画推進課というのも書いてありまして、4ページとか5ページ。それでこれは我々組織がわからないので、「課」という以上は年金課とは別の組織かなと、課ですから。そうすると、ここは今までこのデータなんかを扱ったことはないし、持っていないところなんだろうと思うんで、そうすると、その利用ということが入っているのかなというふうに思うんですけど、これ

は組織上の保有の状態はどういうふうになるのでしょうか。どうぞ。

○計画推進課長 計画推進課では、区民健康センターという、いわゆる健診センターを持っておりまして、そちらの方でもさまざまな健診データを持つということになりますので、ここに一緒に入っているということでございます。

○山口副会長 国保年金課であれば、もともとデータを持っていて、そこが管理していたから、それを今度新しく使う方法を開発したということは何の問題もないと思うんですけど、オッケーでいいと思うんですけど。計画推進課にどういうデータを渡したり、どういうふうな利用方法をさせるのかなど。そうすると課が違うわけですから、責任者はどうなっているんですかと、使ったときのとか、向こうへ完全に一つのシステム開発したデータが行くのか、あるいは一つのデータを両方で共用するのか、そのあたりはどういうふうになっているのでしょうか。

○計画推進課長 区民健康センターでの健診というのは、かなり昔から既にやっているものでして、保健情報システムの中に、既にそのデータはほとんど入ってございます。ただ今回健診の制度そのものが保険者主体ということで、40歳から74歳の方は保険者、あるいは75歳以上の方は広域連合後期高齢者医療ということで変わってしまうわけです。その中で全体の健診項目が変わるといってもありますので、その変更について一緒にこの中でお諮りをするようなことになっていくということになります。基本的には今まであったものでございます。

○山口副会長 私の聞いているのは、個人情報と両方の組織が扱うのかどうかということ。扱うのならどちらがどういう責任を持って管理するんですかと聞いているだけのつもりなんですけど。

○計画推進課長 区民健康センターでは当然その区民健康センター、所長あるいはその上司である私、計画推進課長なんですけど、そちらの方が責任を持つということになります。

○山口副会長 国保年金課に今まであった情報を、今度計画推進課に提供するんですか。どういうことになっているんですか、これは。

○計画推進課長 国保年金課から区民健康センターということではなくて、区民健康センターが持っているさまざまな健診データを逆に国保の方にデータを提供するということになるわけなんです。ただそれはあくまでも区民健康センターの主体事業でもございますので、どちらのというのはちょっとその表現のしようがないところなんですけど。それは区民健康センター自身のデータでもあるわけですが、健診センターとして。当然に健診する以上はそのデータを持たざるを得ませんので。

○山口副会長 私よくわからないんですけど、横のこういう表をいただきますと、区というのはこっち側に書いてあって、保健センターは別組織、右側に書いてありますよね。そういう組織が我々にはわからないまま、皆様わかっているつもりでべらべらしゃべっても、組織を知らない人には、要するに、私の聞いたのは個人情報はどこで保管されてどこで使われているんですかと、だれが責任を持つんですかと聞いているだけなんですけれども。今でもまだ個人情報がどう扱われるのか、私には今理解できないんですけど。国保年金課に今までデータがあったというのはそれでわかっていますから、その国保年金課の中でお使いになることはもうそのシステムだけの問題ですから、新しくシステム開発をさ

れるというんだったらそれはいいじゃないですかと、それで構わないんですけど。国保年金課にある個人情報によその組織に提供されるんなら、それはどういうふうに管理されるんですかと聞いているつもりなんですけど。どうぞ。

○健康いきがい課長　　今、健診事業、健康いきがい課で一括してやっておるんですけども、それを今回の制度改正でいろいろ分かれるわけなんですけども、ちょっと飛ぶんですけども、資料20の5ページを見ていただきたいんですけども、健康診査事業における特定健診等の実施のためのデータ管理委託ということで、健康いきがい課から計画推進課、それから保健センター、あるいは括弧して関連課として国保年金課も入っていますけども、この課・センターがすべてデータを持ち合って管理していくというようなことでやっていることで、部分的に区民健康センターが持っている部分が計画推進課ということで、一応ここに書いてあるところは大体持ち合ってやっていくというようなイメージで、委託先が東京都国保連合会になっていますけれども、国保連合会ともデータのやりとりをやっておりますので、ここに出ている保有課、あるいは委託先が全部データを持ち合うというようなイメージでございます。

○山口副会長　　これ以上時間かけるのも私もどうかと思うんで、これ以上もう議論しませんけど、いずれにしても個人データをだれが保有し、どこの課が保有し、どこが責任を持つかだけはしっかり説明していただかないと、今のでも私は全然わかんないし、納得もしませんが、区の中の課の間の情報で似たようなところで、今までどういうふうに共用しておられたのかもちょっとよくわからないので、これ以上問題点はわかりませんが、もう少し個人情報はだれが持って、それでだれが責任を持つかだけは、ここに来る説明の趣旨というのはそのことなんです。ほかのことなんか私に言わせたらどうでもいいんで、個人情報は今ここにありますが。それを今度こういうふうに使いますと、その使った責任はだれですと。使ったデータは今後どうしますと、廃棄するとか使うとか、今後も継続して使うとか、なんかそういうデータ処理の流れを説明していただかないと、全くここへ来て幾らご説明いただいても意味のない、時間のむだだというふうに思いますので、ほかの説明者の方も、ぜひその点に絞ってわかりやすく説明していただきたいと思います。どうぞ。

○国保年金課長　　すみません、趣旨が。端的に申し上げますと、例えば区民健康センターで行った健診結果、これは自分でも健康センターで持っていますから、このデータというのは自己責任を持ちます。ただその結果の区民の健診結果については計画推進課でも閲覧できることになりまして、それから国保の健診結果、これについては国保が保有して、それは計画推進課が見れるというような関係でございますので、区民健康センターで行った健診のデータ分については、保有課は計画推進課、所属が計画推進課になっているんですが、計画推進課長が責任を持ち、保有課も計画推進課。それから国保のデータについては国保課長が責任を持ち、計画推進課が見れると、そういうような関係になっているということでございます。

○山口副会長　　一応、そういうご説明だということで。今のそういうところを、もともとここで諮問を得て答申したのかどうかも私ちょっと記憶もないし、そういうデータも今ないので、もうそれ以上はあれしませんが、いずれにしろ私の申し上げたこと、一般的なことを申し上げただけで、そういうふうにご説明いただきたいと思います。

それではとりあえず資料18だけにつきまして、ご質問がなければご承認ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。

それでは続きまして資料19をご説明ください。ごく簡単でいいですから。

○計画推進課長 健診は、これまでも四つの保健センター、それから区民健康センターでやっていたわけですが、このたびの制度変更に伴いまして、40歳以上の方、それから75歳以上の方がそれぞれ特定健診、あるいは後期高齢者医療ということで、そちらの方に健診が移ってしまうわけです。ところがそれ以外の部分についてもやっている。先ほどちょっとお話ししましたように、16歳から39歳の方、年齢的な対象としてはそういう方が対象になっていくわけです。そこらの変更があるということと、それから検査項目、これまでと違ひまして腹囲、腹回りをはかるデータを入れますよという、その変更がございます。そこら辺のシステム変更です。そこら辺をお諮りするものでございます。

○山口副会長 何を変えるんですか。

○計画推進課長 対象年齢を変える。

○山口副会長 いや、そういうことじゃなくて、個人情報がどういうふうに使われて、何がかわるのかをご説明ください。

○計画推進課長 それはこれまでと同じなんです。現在も保健情報システムということで、さまざまなここに記録項目というのがございますけれども、載っております。それから今までは20歳以上の区民という形で載っております。ただその年齢の部分は16歳に引き下げますよということと、それから記録項目の中に腹囲を足しますよということです。これまで既存のシステムでございます。

○山口副会長 そうすると、対象を広げることと、記録項目をふやすということですね。

○計画推進課長 広がるといいますか、特定健診対象者の方は逆にそこから引かれてしまう部分もあるものですから、一概に広がるのもちょっと言いがたいんですけど、対象が変わってしまったということです。

○山口副会長 ご質問、何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

ご質問なければ、承認ということで終わりにいたします。

続きまして資料20について、簡単にご説明ください。

○健康いきがい課長 健康いきがい課から説明させていただきます。

資料20の3ページを見ていただきたいと思います。3ページ、内容的には2の記録項目のところで受診券の整理番号、国保記号番号が受診券に入るという点と、それから今までは一般会計だったんですけども、特別会計も入りますので、費用決済を会計別にできるようにするという2点でございます。

それから4ページを見ていただきます。4ページにパンチ委託でございまして、今回受診者増が見込まれるため、入札により委託先でパンチ入力をするということが4ページの新しい点でございます。それから次に5ページを見ていただきます。5ページにつきましては、この保有課、健康いきがい課から関連課の国保年金課までが保有しているものを国保連合会の方に委託して、データの管理を行うというものでございます。

以上でございます。

○山口副会長　ご質問何かございますか。

[「なし」の声あり]

ご質問なければ、承認ということでよろしいですか。

[「異議なし」の声あり]

承認とします。

続きまして資料21をご説明ください。

○西新宿保健センター所長　すみません。それでは2ページをお開きいただきます。

保健センターで健診の後、特定保健指導というのを直営で実施するに当たりまして、その方たちに本当であれば、理想的であれば何回か保健センターにおいでいただいて、その結果、こういうふうにご飯をしたらいい、運動したらいいということをご説明して、それをご家庭で実施していただくというのが一番よろしいのですけれども、今お忙しいから保健センターに来れませんという方がおられるということで、保健指導の手段としてe-mailを使うということをご国の方でも認めておりまして、そのための私どもから付属資料の1を見ていただくとうよろしいんでしょうか、区から保健指導の必要な方の中で、メール相談でしか保健指導ができないという方につきまして、情報システム課が管理しているメールサーバから、安全なe-mailをご本人のところにお送りします。そしてこの送る内容というのはインターネットを介するというので、個人の特典ができる情報は盛り込まないということで、ご本人のところにお送りします。e-mailに専用ページのURLを示すというのが、この区から対象者への1番というe-mailの流れです。

それから二つ目の、ご本人から区への返信ということですが、これは対象者の端末から専用ページのURLにアクセスをすると、区の公式サーバの管理下で行うということで、専用ページに入力した内容はSSLによって暗号化されて、安全に送受信されるということ、これだけのものをとりあえず特定保健指導のためのメール相談用ウェブフォームの開設というところと、それからご本人のコンピュータと区のコンピュータの結合ということで外部結合と、この2点についてお諮りをしたいということです。

この方式をとる理由ですが、対象者の端末から直接e-mailを受けるときは、情報漏えいの可能性が必ずしも否定できないということ。それから対象者の端末から直接受信するe-mailに万が一ウイルスが含まれている場合は、受け取ることができなくて、双方向でのやりとりが成立しないということで、この2点についてお諮りをお願いしたいということです。

○山口副会長　ご質問ございますか。すみませんが、区の公式サーバというのはどういう組織になっているか、ちょっとご説明できますか。

○西新宿保健センター所長　区のホストコンピュータというか、そのことなんですけれど。つまり……。

○山口副会長　今まで「ホストコンピュータ」という言葉がよく出てきますから、みんな何となくそれが本体として動いている。それが全体を管理しているコンピュータかなというふうに理解しています。先日は今度はレンタルサーバというのが出ていまして、これは別だなと。レンタルだからどこかのサーバをお借りして、金を払ってそこでホストコンピュータとは別に動いているのかなというふうに思っていました。それから今の、きょう

出てきたのは区公式サーバなんですけど、これは何かまた別のサーバがあるんでしょうかという質問なんですけど、どうなんですか。

○西新宿保健センター所長 ホームページの管理用の別のサーバでございます。

○山口副会長 それはたくさんのもので利用されているんでしょうか。

○西新宿保健センター所長 はい。利用することはできます。

○山口副会長 どんなものが利用されているんですか。

○西新宿保健センター所長 例えば栄養相談とか、今現在、既に区民の方がご自分の身長とか体重とか年齢とか食事内容とかを入れると、どの程度ですよというのが返ってくるとかというのが具体的に使われております。

○山口副会長 そうですか。それと似たようなものですね、これもそうすると。

○西新宿保健センター所長 はい。

○山口副会長 わかりました。何かほかにご質問ございますか。事務局の方で、今の区の公式サーバについて、追加の説明ございますか。どうぞお願いします。

○区政情報課長 区の公式ホームページを管理するためのサーバということで、大体、区の公式ホームページが、ページ数にすると2万ページ近くあるということで、その部分を管理しているものと。庁舎内にあるのではなくて、区のIDCという外部に置いてあるサーバという形になります。

○山口副会長 ありがとうございます。ほかに何かご質問ございますか。

[「なし」の声あり]

なければ、承認ということでよろしゅうございますか。

[「異議なし」の声あり]

では承認いたします。

続きまして資料22をご説明ください。

○西新宿保健センター所長 これは、保健センターで特定健診を行うに当たって、業者に健診そのものを委託するということが、健診に来られる方が4月からは3種類の方になるということになります。今は区民であれば54歳までの方ならば20歳からできるんですけど、これからは健診業者に委託をして健診をするということに伴いまして、その情報を健診業者に、私どもがあらかじめその方がどこのだれであるかというふうな情報をお渡しする、そしてその結果を私どもに業者からいただくということ。それで健診の中では、健診業者が直接に血液検査等ができない業者が指名される場合がありますので、その場合には検査の再委託ということも可能というフレームでご審査をお願いできればと思っております。

いずれにしてもこの健診は、特定健診の対象者の方もこの健診の対象者に入りますので、業者としては大変に縛りの厳しい信頼の置ける健診業者の名簿が国にありまして、そちらの方の中から業者を選ぶということになります。

○山口副会長 ご質問ございますか。

[「なし」の声あり]

なければ、今までは諮問事項だったんですけど、これは報告事項ですので、了承ということで終了いたします。

それでは資料23。

○計画推進課長 23の2ページの方には、先ほど来ご説明申し上げている年齢対象等の旧と新の比較表が出てございます。それとこの中にはその内容の変更と、もう一つ電子データの外部委託というものが入っております。まず最初に申し上げたのは4ページの方、ちょっとごらんいただきたいんですが、現在も区民健康センターでやっております健診については、新宿医師会に委託をしているところでございます。その委託の内容についてその項目の変更ですとか、対象の変更がございまして、それもあわせて業務委託について変更のご承認をいただくということが一つです。それからもう一つは、これも先ほど来お話がありますように、健診の結果につきましては電子データという形で保険者に提出する必要がございすけれども、その電子データ作成委託についてもここであわせてご承認をいただきたいということでお出しをしているものでございます。

以上です。

○山口副会長 何かご質問ございますか。

[「なし」の声あり]

なければこれも事前報告ということで、報告事項になっていきますので、一応了承ということにいたします。よろしゅうございますね。

[「異議なし」の声あり]

はい。じゃあ、これは了承と。

これで一気に23まで行ったつもりですけど、当初ご説明いただいたのは18から23までの資料でしたよね。そうすると、今度24からは個別に説明を受けながら審議することになりますので、今までの話は一応終わったということにさせていただきます。

それでは資料24、「国民健康保険料の年金からの特別徴収実施について」を審議いたします。じゃあ、お願いいたします。

○国保年金課長 それでは24番、「国民健康保険料の年金からの特別徴収実施について」ご説明いたします。

これはさきの審議会でお諮りしましたが、国民健康保険料の天引きについては、本年10月の実施をめどに、まずは外部結合につきましてご了承をいただいたところでございますが、いよいよ本番のデータを保険者とやりとりするために、資料の3ページにございます記録項目、これにつきまして年金特徴のためのデータのコンピュータシステムを開発するというものでございます。

以上でございます。

○山口副会長 ちょっと何かそれだけの説明だとイメージがわからないので。

○国保年金課長 すみません、補足させていただきます。

○山口副会長 お願いします。

○国保年金課長 さきに外部結合させていただいたのは国保連から最終的には年金保険者へということで、年金特徴が始まる前に後期高齢者ですとか、介護保険の関係から特別徴収はしないという信号だけ入れて外部結合だけご許可いただいたところでございますが、今回は本番データでございますので、まず年金保険者から年金特徴をすべき人という形のデータが入ってまいります。それから、その受け皿をまずつくらなければいけないということと、その年金特徴データをいただいて、今度は国保の情報に照らし合わせまして、年金特徴ができる人、それから保険料額などを入力したものをお返しするというようなこと

でございます。それから結果的に本人には領収書と申しませうか、納入通知書を送って  
いくというようなシステムを開発させていただくという内容でございます。

以上でございます。

○山口副会長 何かご質問ありましたらどうぞ。さっぱりわからない、構造がわから  
ないというか。何かご質問ございますか。

要するに、まず何のお金を徴収するかもよくわからないんですけど、今まで健康診査  
とか保健指導というのが出ましたよね。そういうことをしてもらうにはまず個人負担部分  
があるんだということでしょうか。それでそれについて国民健康保険団体連合会から保険  
者の方に請求が来るんですかね。

○国保年金課長 すみません、補足させていただきます。今回お諮りするものは保険料  
でございます。国民健康保険料でございます。

さきにお諮りしているかもしれませんが、後期高齢者医療制度も同じように、国保の場  
合ですと65歳から75歳までの方で、なおかつ年金受給者の方、そして年金の支給額が  
年間18万以上の方については、介護保険と国保保険料、合計額が半分を超えない額につ  
いては徴収するというシステムでございます。保険料の話に今までの流れがあったもので  
すから、恐縮でございました。

○山口副会長 関係ないんですね、それではそういう今までの話と。

○国保年金課長 さようでございます。

○山口副会長 一たん頭を切りかえて。

○国保年金課長 恐縮でございました。

○山口副会長 本来の、冒頭件名どおり国民健康保険料を年金から特別徴収することの  
話だということですね。

○国保年金課長 はい。

○山口副会長 すみません、誤解しました。ということですけど、何かご質問ござい  
ますか。どうぞ。

○有馬委員 ちょっとわからない文言があるんで教えていただきたい。記録される情報  
項目というところの1番の、個人の範囲というところがありますよね。その個人の範囲の  
中の最後の方の括弧で、（擬制世帯主除く）という、この意味をちょっと教えてください。

○山口副会長 どうぞ。

○国保年金課長 失礼しました。擬制世帯主（ぎせいせたいぬし）と読むんですが、こ  
の場合は国保世帯であっても世帯主自体は国保に入っていない方々というのが擬制世帯と  
申し、要は世帯が構成されていても、1人は社会保険に主が入っている。残った家族を  
「擬制世帯」というんですが、その方は国保の場合は世帯主が徴収義務者になっているん  
で、そこはもう除外されているという意味でございます。

○山口副会長 ほかにご質問ございますか。

[「なし」の声あり]

ご質問なければ承認ということでよろしゅうございますか。

[「異議なし」の声あり]

承認いたします。

それでは次に資料25について、ご説明どうぞ。



○国保年金課長　それでは資料25についてご説明差し上げたいと存じます。

「後期高齢者医療制度実施に伴う国民健康保険料後期高齢者支援金等の創設について」でございますが、まずこの制度のご説明をざっと申し上げたいんですが、今年の4月からご案内かもしれませんが、後期高齢者医療制度というものが創設されるということになります。そうしますと、国民健康保険というのは74歳までということが加入者になります。今まで老人医療費というのは老人医療費拠出金という形で、各医療保険者がことしまではお金を出し合って老人医療費を支えている制度がございました。今度は後期高齢者という新しい医療制度ができることによりまして、この国保に限らず医療保険者は後期高齢者の支援金を出し合うというような形になってございますので、その後期高齢者支援金、これは保険料と一緒にちょうだいすることになるわけでございますが、これについて新たに国民健康保険のホストコンピュータシステムに項目として載せさせていただき、開発させていただきという内容のものでございます。

○山口副会長　まずご質問ある方、どうぞ。これは、一応今まで保険料については電算処理システムがあるわけですね。それでこの記録項目を追加するということになってできるんですね、これ。

○国保年金課長　さようでございます。今ご指摘のとおりでございます。資料の3ページの記録される情報項目の欄の2番に記録項目がありますが、支援金の期別保険料ですとか、支援金の均等割額、支援金の所得割額というような、ここに列挙しているものについて新しい項目が追加ということでございます。

○山口副会長　この今ご指摘の2の記録項目というのは、全部これは追加になるということですね、新しく。

○国保年金課長　さようでございます。

○山口副会長　という趣旨だそうですけど、これ諮問ですから、ご質問なければ承認ということでよろしゅうございますか。ご質問ございますか、ご質問ないですか、よろしいですか。どうぞ。

○有馬委員　一つだけちょっと。これも封入を8万世帯以上に及ぶんで、封入を従来から業者委託をしているという項目があるんですけども、これはやはり従来からの業者がそのまま行うのではなくて、やはりこれは入札ということなんで、入札ということで新たに変わるといふことの理解で、業者はやる。その段階で。

○山口副会長　どうぞ。

○国保年金課長　今入札を予定しておりまして、偶然同じ業者かもしれませんが、基本的には変わり得るといふことでございます。

○山口副会長　ほかにご質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

なければ、この件は承認といたします。

それでは、資料26の件名が「納付相談のお知らせハガキ目隠しシール貼付委託について」を審議いたします。ご説明お願いいたします。

○国保年金課長　「納付相談のお知らせハガキ目隠しシール貼付委託について」ご説明を差し上げます。この国民健康保険の滞納世帯の方々について、滞納した場合、納付相談のお知らせハガキというのを送付してございました。ところがこののはがきを見る方によっ

て保険料を滞納しているということがわかってしまう内容があったものですから、今回ご了承いただければ、滞納世帯だとわからないように目隠しシールを裏面にべたっと張るような形で、委託をさせていただきたいという内容でございます。

○山口副会長　これは報告事項ですので、何かご質問ございますか。どうぞ。じゃあ、深沢委員から。

○深沢委員　この目隠しシールっていうのは、私の記憶違いでなければ昔、特殊な技術として談合問題があって、取引停止になった時期があったんですが、これを見ると見積合わせにより決定ということになってはいますが、今何社ぐらい、本当に特殊な技術で区内業者でも余りできなかったはずなんですけど、今はどれぐらいの業者さんがいるんでしょう。

○山口副会長　どうぞ。

○国保年金課長　この見積合わせの場合でございますが、金額が10万円以下ということもありますので、今のところ我々、ここら辺で何社全体にあるかというのをこれから把握するんですが、見積合わせの対象は2社ということで想定をしております。

○深沢委員　そんな金額ですか。どうも失礼しました。ありがとうございました。

○山口副会長　ほかに、どうぞ。

○有馬委員　今、深沢委員が聞かれたことをちょっと私も見積合わせについて伺おうかと思ったんですが、このシステムの内容と若干違うんですが、今少し今までが個人情報という観点を考えると、見えていたということに驚きを少し覚えていたわけですけども、これはそうすると、今ちょっとご報告にあったように、そのことについての問題や、ちょっとした改善点の指摘があったということですけど、その辺についての対応の仕方とか処理についてはどのようにされたとか、結構件数的にはわかりかしそういう問い合わせとか、そこら辺の問題点は多かったですか。

○山口副会長　どうぞ。

○国保年金課長　実際にはご指摘のあったようなことというのは余り実はなかったんですが、私が課長に赴任させていただきまして、苦情があろうがなかろうが、やはり個人情報ということのほかにも、余り偶然見られていい話ではありませんので、これはさせていただいたところでございます。余り件数としては実際、聞いたことはなかったんですが。ということでございます。

○山口副会長　ほかにご質問。

○有馬委員　じゃあ、いいです。

○山口副会長　どうぞ。よろしいですか。ほかにご質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

なければ、報告ですから承認ということで終わらせていただきます。

続きまして資料27、件名「国民年金保険料滞納整理支援システムの導入について」ご説明いただきます。

○国保年金課長　それでは「国民健康保険料滞納整理支援システムの導入について」、お諮りをさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、今現在滞納整理、これはホストコンピュータを使いまして、さまざまなリストを打ち出して滞納整理に当たっているわけでございますが、職員が例えば滞納の一人ずつの個票につきましては手書きで処理をし、その動きがあるごとに整理をする

ということで、かなり滞納整理に割く時間が、この書類整理等にとられるという現状があります。また、訪問徴収するとき、国保年金課は徴収嘱託員というのを定数18いるわけですが、これにつきましても紙ベースで、しかも情報を落とさないようにひもをつけさせまして徴収をさせていたわけですが、今後個人情報の保護というところから、まず一つは事務の改善ということでシステムそのものを、これはサーバを置きましてホストコンピュータのデータをサーバに取り入れて事務に活用するというもののほかに、徴収嘱託員用にモバイルを、モバイルというのはハンディのいわばミニコンピュータのような、ガスとか水道料金を徴収する方が持っているような、ああいうイメージなんですが、そういったことも持たせた上で、この徴収率のアップに資するようにしたいというようなことでございます。個人情報の動きということから申し上げますと、すべてホストコンピュータに入っている情報をサーバに落とす、それからそれをモバイルといいましょうか、徴収嘱託員の簿冊にかわるものに変えるというような内容でございます。あとは今までどおりの個人情報の流れというようなことでございます。

資料の7ページをごらんいただきますと、イメージの図をつけさせていただいてございます。ホストコンピュータに保有しているデータをこの支援システムのサーバに移行させ、職員はこのサーバから得た情報に基づいて日常の仕事をし、モバイル端末によりまして徴収嘱託員が訪問徴収に赴くというようなシステム構成ということで、あわせて追加説明をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○山口副会長 何かご質問ございますか。どうぞ、神崎さん。

○神崎委員 ちょっと言葉の定義といいますか、用語について教えてほしいんですけども、私、以前別の役所から督促状というのがオープンな形で郵便受けに入っていて、嫌な思いをしたことがあるんですけども、その督促されたのは別に延滞していたからということじゃなくて、請求書と同じような形で督促状みたいな文言で来たことがあって、そういうことで実際この滞納というのは、どのくらいの人を滞納というんでしょうか。

○山口副会長 どうぞ。

○国保年金課長 まず法的滞納者は1円でももう納期から超えると「滞納者」ということにはなるんですが、実際にはそうは言っても、例えば金融機関との日数の差だとか、そういったことがあるので、何日か日は置くわけですが、金額的には1円でもあるともう「滞納」ということになりますし、督促というのは納期が過ぎて1カ月ぐらいたつと1回だけ出すものを督促状といいます。それ以降は「催告書」というような名前で使い分けさせていただいていますが、いずれにしても、滞納というのは1円でも納期を超えた場合は滞納という。

○神崎委員 1月、それじゃあその当月で1円でも超えた人は滞納の。

○国保年金課長 はい。督促状の対象者にはなります。入れ違いの時期があるものですか、少し納期から間を1月ぐらいついて督促をさせていただいているというのが実務上の内容でございます。滞納者自体は納期、もう過ぎてしまえば滞納者ではあることは間違いございませんということになります。

○山口副会長 よろしゅうございますか。じゃあ、鍋島委員どうぞ。

○鍋島委員 これはやはり訪問のときにはどういうものを持って訪問するのか、ペーパ

一ですね、というのが一つと。

それとこの間やはり事故がございましたわね、ほかの担当課で。それでここにある末端の訪問のこれわからないんですけど、6ページを見ると結構個人情報が生年月日からいろいろ入っているんですけども、これだけまさか持っていくことではなくて、徴収はもっと簡単なものを持っていくと思うんですけど、やっぱりそういう事故は想定して、それでもっと徴収だけの簡単なものを持たせているとは思いますが、そのところがちょっと心配なので、個人情報です。

○国保年金課長　今ご質問の点でございますが、実際にちょっとイメージで言いますと、こういうようなミニコンピュータを持っているわけです。訪問徴収員というのは、例えば日曜ですとか夜間に訪問いたします。そのときに例えば私の保険料はなぜこういう金額なんだとか、いろいろな問い合わせに対応するとかということがありますので、鍋島委員ご指摘のように最低限の情報だけだと、なかなか訪問、説明責任が果たせないというところから、6ページに書いてある情報についてターミナルに入れ込んで、訪問徴収員には持たせたいと考えているんです。

ただご心配のセキュリティの問題なんですが、今我々考えているのも、どこでもセキュリティ対策を講じていまして、今考えているのは、例えばパスワード、6けた以上のパスワード、それから強引に機械からデータを取ろうとすると自動消去できる機能、あるいはこれからプロポーザルということで業者を決めるんで、さまざまなメーカーの差はあるわけですが、かなりのセキュリティを万が一拾われても読めないような、電子的な措置は講じているというようなことがありますので、事故防止には私たちも最大限やらなきゃいけないし、導入する一つのご説明したとおり、個人情報の保護のためにも今紙にひもをつけさせて回していることが、非常に危ないということもありますので、この際、事務の効率化に加えて、個人情報保護の向上を図るということでやらせていただきたいというのがご提案の内容でございます。

○山口副会長　よろしいですか。どうぞ、それじゃあ、ひやまさん。

○ひやま委員　今のご説明の中で、その徴収が夜間とか土日ということなんですけど、ということは訪問徴収用端末モバイルに関しては、持ち帰ってその徴収員の方がどのぐらい保管しているんですか。ずっと持ちっ放しなんですか。

○国保年金課長　そこをこれから細かい運用は決めるんですが、我々としましても、何万件もデータを持たせるということになるとえらいことになってしまいますので、セキュリティがあるとしても、です。ある一定の期間分、つまり大体訪問徴収員はデータをコンピュータに結果を入れなきゃいけないということで、今のところ週1回か2週間に1回ずつ役所に来庁させているわけですが、そのスパンごとのデータしか入れさせないというような措置は講じる予定になってございますので、万が一何か高度なことをやられちゃいまして、拾われた人に。しかし大量流出はさせないというような二重の安全策は講じようというふうに考えております。ですから機械は相当持ち歩くことにはなるんですが、データは訪問のスパンごとにしか持たせないというような形を考えてございます。

○山口副会長　ほかに、どうぞ。

○有馬委員　今のに関連するんですけども、イメージ的に、このハンディターミナルを使うというのは、やはり情報をしっかり守るという意味においてと、その中の情報を取り

出せるということにおいては、非常にやりやすいというか、いい手法だというふうには思うんですけども、さっき言ったような危険性もあるというのは事実なんだと思うんですが、現場で徴収員の方がこのハンディを操作しながら、その徴収のやりとりもそこで実際やられるわけですね。その場合にハンディにもまた入力をするという作業もその場であるわけですね。

○国保年金課長　　あります。

○有馬委員　　そうすると、一定の情報がハンディの中に何軒か訪問する中で蓄積をされますよね。私が7ページのイメージ図で行ったら、現場の徴収員の方が一定の情報量を収集したハンディの中のを、その日というか、リアルタイムにホストコンピュータとか、いわゆるもとに送信して戻すという作業をするんだというふうな認識でいたんですが、そうではなくて、一定期間をその場に保有して、ある1週間とか2週間とか、そんなスパンで情報をあれていくという、さっきみたいな形の認識なんですか。

○山口副会長　　どうぞ。

○国保年金課長　　今のイメージのように、電波で、あるいはホストで何か電話回線でリアルタイムでできる機械があれば、これは入札で、そこまでちょっと条件は考えていなかったんですが、そういう機能も保有できるというところが選ばれば、そうさせていただきますし、そうじゃないとすると、例えばどれぐらいが実務上のスパン、持たせる情報量かというのは、今私が申し上げているのは、今考えている1週間に1回来庁させてデータを入れさせるのか、毎日なのか、物理的にはちょっと今のところそういう感じでございます。

○山口副会長　　どうぞ。

○有馬委員　　よく企業なんかで、売り上げ集計とかいろんな情報を収集して、実際このハンディを使っているわけです。それは売り上げ、棚卸し、商品管理みたいな。それは大体、電話回線かなんかを使ってすぐその場、終了した時点でホストコンピュータに戻るんです。そうすると毎日のように情報が新たになって管理できる。今の話で行くと、一定期間の当然、現場のやりとりの徴収のやり方を受けても、それがそこにたまっている以上はいわゆるそこでとまっているという感じがするのかなというイメージがするんですけど、むしろリアルタイムというのが問われるんだというふうに思うんですけど、その辺についてはどうなのでしょう。

○山口副会長　　どうぞ、課長。

○国保年金課長　　実際に現場としても我々としても、それがベストだと思っています。その日その日に結果が出てくる。ただ一つは電話回線を個人情報を通じてやれることがいかということと、それからあと今までの現場がいろいろなメーカーと交渉する中で、携帯電話回線を使ったモバイルもあるようなんです。ところがかなりデータ量のせいもあるんでしょうか、なかなかうまく通じない場所だとか、そんなことがあるということと、それから、やはりセキュリティ上電波を個人情報で流していいのか、その辺もありまして、何かうまい方法がもしプロポーザルをやっていていいのがあって予算の範囲内であれば、それは何か考えたいなと思っていますんですが、今各社交渉している中では個人の国保情報をリアルタイムでというのは、ちょっと私としては思い当たらないというところが実情でございます。

○山口副会長　　どうぞ。

○有馬委員　　いずれにしても、そんなに中長期なのか、一定期間というのが長過ぎて保有をそのターミナルの中にしておくというのは好ましくないというふうに思うので、その辺のぜひとも改善や推進ができるようお願いをしたいというふうに思いますけども。

○山口副会長　　ご意見、信夫さん。

○信夫委員　　今のやっぱり関連なんですけど、個人情報が入っているものを自分の自宅へ持ち帰るとするのは、非常に今の時代では危ないんじゃないかなというふうに思います。

それとさっき鍋島委員の方からも出ましたけども、要するに滞納支援システム、言ってみれば徴収するわけですよ。そのことが別に軽いとは思いませんけども、ただ入る個人情報が余りにも多過ぎるんじゃないかと。つまり生年月日から性別、勤務先への名称、電話番号、勤務先の住所、勤務先の電話番号、住所を定めた日、果たしてそういう情報が必要なのかなど。

さっき有馬委員からも出ましたけれども、大体私どももそういうふうなターミナルを使って仕事する状況はあるんですけども、やはりそのときにはうちへは持ち帰らないと、その日ですべて決済するというのがやっぱり基本なんですよね。だから今個人情報が漏えいするような状況はありますけども、それはやっぱりどういう事例かというところ、個人情報を自宅へ持ち帰ることができるというところで漏えいがあるわけですから、やはり個人情報を1週間なんて持っているのは非常に危ないし、あつてはならないというふうに思いますので、もし予算の範囲というふうに言われましたけれども、むしろそういうふうなところのセキュリティ、それと決済はもうその日に決済ができるような情報システムを考えないと非常に難しいんじゃないかというふうに思います。

○山口副会長　　課長の方の回答があれば、先にお聞きしましょう。どうぞ、課長。

○鍋島委員　　いえ関連で。続きですけど、やはりこんなに多くの情報がなくても、徴収できるんじゃないかと私もまだ思っておりますので、やはりこの情報はなるべく少な目に持たせて、銀行の方がよく持ってきますけど、ほとんどそんなに入っていないそうで、本社へ行かないとわかりませんってよく言いますので、やはりもうちょっと常識的な範囲でできるものは落としていただきたいと思います。

○山口副会長　　課長、どうぞ。

○国保年金課長　　まず前段のご指摘、私も技術的にできれば何とかやりたいと考えてございます。先例としまして、税務課がたしかもう嘱託員がハンディでやっておりますので、そこら辺のノウハウもいろいろ聞きながら、ちょっとそこはいいところを採用させていただければというふうには考えてございます。

あと情報の内容なんですけど、今のところ我々も最小限の交渉上必要なものということで絞らせてもらったつもりでございます。例えば、先ほどご指摘のありました会社なんか、会社に来てくれないかという人だけには、会社の電話番号なんかを入れさせているような、そういう措置を講じておまして、何とか実務上、私たちも余計なものを入れて事故は、それはあつてはならないこととございますので、最小限にさせていただきたいと思っておりますので、実際に実務上余計な、こういう列挙されている項目でも必要がない訪問先については、これは制限をさせていただくというような措置を講じさせていただきたいと、今、ご指摘を受けて考えさせていただきたいと思っております。

○山口副会長　今の点はぜひ再検討していただきたいと。やはり信夫委員の指摘どおり、自宅に持ち帰ったものから個人情報漏えいしているケースの方が一般に新聞報道なんかでは多いというふうに思っていますので、ぜひそのあたりの対策をお願いしたいと。

これはどうでしょうかね。なんか後日報告でもちょっとしていただいた方がよろしいかなというふうに思いますけど。これは新宿区全体の問題だろうと思うんですよね、ほかの税務徴収だとか、いろんなほかに現場で徴収されるシステムもあると思うんですけど、そういうこともありますので、これをきっかけにその対策がとられた段階で結構ですので、次回というふうに期間限定はしませんので、対策をとることができる状況になったときにぜひ一度ご報告をいただきたい、こういうふうに思います。よろしゅうございますか、委員の先生、それで。

〔「異議なし」の声あり〕

一応そういう報告をしていただくことにしましょう。

ほかにご質問かご意見、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは質問もご意見も出尽くしたと思いますので、採決したいと思いますが、これは諮問事項ですので、ご承認ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、承認されたことにいたします。

続きまして資料28、件名「文化財情報システムの構築について」、こちらは教育委員会事務局生涯学習振興課、担当でしょうか。どうぞ。

年金課長さん、長時間大変ご苦労さまでした。

よろしくお願いします。それじゃあ、説明をお願いいたします。

○生涯学習振興課長　それでは資料28、件名が「文化財情報システムの構築について」でございます。諮問事項でございます。

2ページ目に事業の概要がございます。文化財に関する記録、データということでございまして、従来からこの真ん中あたりに出ていますが、名称、時代、種類、取扱、所在地、地図面、概要、調査履歴、周知用施設、調査回答文書、デジタル写真、写真ネガ、これらはもう既にしております。今回はそれにつけ加えるというものでございます。つけ加えるもののデータとして所有者・保有者、下線が引いてありますが、所有者・保有者と、それから保有状況、この二つをつけ加えるということです。保有状況というのは、保管方法ということで、例えば木の箱の中に入れてあるとか、中性紙に包まれているとか、そういうようなものの保有状況も記録するというところでございます。

なぜこのようなものをつけ加えるかという理由が書いてありますが、「従来、寺社を主であった文化財調査資料に対し、近代以降の文化財資料については、民間企業、個人所有の資料に対する調査が必要となり、その収集データとして、文化財資料の所在地だけではなく、個人等の所有者名とその保有状況についても、記録する必要が生じている」ということです。これが理由でございます。なお、あわせて「今後収集する、近代以降の文化財資料は、従来のものに比べ、大量に所在することが想定されており、効率的、かつ一元的にこれらの情報を整理、管理するためには、これまでのデータも含めてデータベース化をはかる」ということでございます。また、この作業の効率化を図るためにアプリケーション

ソフトのイラストレーターの導入を今回するというだけでもございます。

3 ページ目にまいります。3 ページ目に開発の内容でございますが、今大体ご説明したところでございます。あとつけ加えますと、この本システムはインターネットやイントラには接続していない、単体のシステムで行うということでございます。それから下の方でございますが、開発等を委託する場合における個人情報保護対策ですが、既存データベースを利用し職員が入力すると、そして、職員が管理するという事でパソコンももちろんきちんと管理しますし、パスワードを使って行うということです。新規開発の時期ですが、平成20年度、来年度4月からということでございます。

以上でございます。

○山口副会長 ありがとうございます。何かご質問ございますでしょうか。

[「なし」の声あり]

よろしゅうございますか。それでは承認といたしますので、ありがとうございます。

○生涯学習振興課長 もう1件、よろしいですか。

○山口副会長 続きまして、資料29、件名「放課後子どもひろば事業について」をお諮りします。どうぞ。

○生涯学習振興課長 資料29、件名が「放課後子どもひろば事業について」でございます。諮問と事前報告がございます。資料の2ページ目でございます。事業の概要です。この事業については、以前に当審議会でも報告をしましたので、簡単にさせていただきます。

この放課後子どもひろば事業の目的ですが、「学校施設を活用した子どもたちが自由に集い・遊び・考え、子ども同士の交流ができる安全な遊びと学びの場をつくり、身体能力・コミュニケーション能力・学ぶ意欲を育む」ということでございます。対象はいわゆる小学生でございます。

事業内容については、実施方法のところをごらんください。放課後子どもひろばは、スタッフの見守りによる児童の自主的な活動中心の居場所であります。区は各学校に管理責任者・学び支援者・遊び支援者を配置します。管理運営、主に生涯学習財団に委託しております。開設日時は月曜～金曜の平日（長期休業中等を含む）の放課後から最長午後6時まで。季節により児童が安全に帰宅できる終了時間を各学校ごとに設定しております。施設等については活動室兼事務室、それから学習室、校庭、体育館等と、いわゆる既存の学校施設を使うということでございます。スタッフは管理責任者1名・遊び支援者3名・学び支援者1名、地域ボランティアです。内容は遊び支援者3名は子どもたちの遊びの指導、行事、その他健全な育成、相談を支援する。学び支援者1名は管理責任者と協力しながら宿題等の学習を支援する。連絡会ですが、各学校に放課後子どもひろば連絡会を設置しております。

実施年度ですが、これは実行計画の中で出てくるんですが、平成19年度、今年度がモデル校6校という形で、6月から開始しまして、20年度以降から6校ずつふやしていくということで、実行計画の期間中が平成23年度は最後の年度は5校で、全小学校で実施という予定でございます。

続きまして3ページ目でございます。システム開発の概要でございます。このシステムの内容は放課後子どもひろば事業の受付に関するシステム、受付システムの開発というこ



とでございます。記録される情報項目ですが、2の記録項目がありますが、学校名・学年・組・登録番号・氏名・入室時間・退出時間でございます。

新規開発の理由ということですが、もう既に今年度始めていまして、現在エクセル等を用いて行っているところでございます。ただエクセル等を用いて行う方法は作業時間がかかってしまって、児童の支援に係る時間を割かなければならないと。そこを短縮したい。いわゆる今後受付業務の正確性の向上及び充実スタッフの事務の軽減を図るためには、受付システムAccessを用いて処理の効率化を図りたいということです。その必要性があるということでございます。

新規開発の内容ですが、1、開発内容ですが、(1)として放課後子どもひろば参加児童の登録、変更、削除処理。(2)放課後子どもひろば参加児童の入室時間・退出時間の記録。(3)危機管理用退出時間一覧の出力(エクセルシート)。(4)利用実績の統計資料作成及びデータ出力(エクセルシート等)です。2の開発ソフトは、Accessでございます。生涯学習財団の職員が作成するという形になっております。

開発等を委託する場合における個人情報保護対策として、区側のセキュリティ、当然特記事項ということで後ほど5ページ目に出ていますが、特記事項を付すということ。生涯学習財団の方ですが、USB等接続時のウイルス感染を防止するため、ウイルス対策ソフトを導入する。それから操作者はパスワードにより資格を管理する。それから生涯学習財団そのものも、個人情報保護規程というのを持っております。それとは別個に区に準じて持っているわけですが、それを持っておりますので、その規程を遵守するという事です。このパソコンもスタンドアロンという形に現在なっております。

新規開発の時期ということですが、この審議会承認の後、既に行っている6校なんですけど、既存の開設校6校については3月までに導入すると。平成20年4月以降、来年度以降は新しくまた6校が開設されていきますんで、新規校は来年度になってから導入すると、そういうことで考えています。

続きまして4ページ目でございます。業務委託のことでございます。この運営に関しては業務委託をしております。基本的には主なものは生涯学習財団でございます。若干、特殊なところがありまして、富久小・戸山小学校の場合は学童クラブの受託業者ということになっております。それで、以前にもこの当審議会では報告済みのところがございまして、保有情報のうち業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目および委託に伴い取り扱われる個人情報、この①と②に分かれておりますが、この辺記載のとおりのものでございます。

それで、委託の理由は新宿区生涯学習財団や学童クラブ受託業者が、やっぱり地域のことをよく知って、地域や学童クラブとの関係を取りやすく、効率的運営が可能となるということでございます。それで、先ほど開発のところでも申し上げましたように、エクセル等では不十分な点がありますので、そここのところの正確性を増す、それから効率化を図る、時間を短縮するというような意味で、Accessを用いて行いたいということでございます。

委託の内容ですが、順番的には登録、受付、安全管理、緊急時の連絡、学び支援、遊び支援、学校・地域・行政との調整等と、これは一般的に言えますし、具体的には1の登録児童の登録・受付。入退室記録の作成等を行う。それから2の参加人数等統計データの作

成を行うということですが。

委託の開始時期ですが、既存の6校ですね、今年度中にも開設している6校については、この審議会の承認後に委託をこの面に関しては行う。それから新規校、来年度からの6校等については4月1日以降に委託を行うということでございます。

委託にあたり区が行う情報保護対策は、特記事項を添付するとともに、情報保護の徹底を図る。また、廃棄時には区の責任で回収し、処分するということです。それから受託事業者としての情報保護対策としては、取り扱い責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定すること。それから提供された情報および個人情報を記録したパソコンは、施錠できる金庫に保管するというようなことをしていきます。

5ページ目は特記事項でございます。それから6ページ目は放課後子どもひろばのこの入退室の管理システムのシステム図です、概略図でイメージを持っていただくというようなものでございます。

以上でございます。

○山口副会長　ご質問、何かございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

ご質問がなければ、受付システムの開発については承認ということ、それから事業運営の委託については報告事項ですから了承したということにいたしたいと思えます。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

じゃあ、承認と了承ということで終わりいたします。

○生涯学習振興課長　ありがとうございました。

○山口副会長　続きまして資料30、件名「『福祉情報ガイドブック』の配布委託について」を審議いたします。

○区政情報課長　これについては、最初に申しましたようにすみません、今回は行わないということで。

○山口副会長　行わないということでした。すみません、ちょっと手元にあったから読み上げましたけど。

○区政情報課長　すみません、30は。

○山口副会長　変更になったということですね。

○区政情報課長　名称が変更になったということです。申しわけありません。

○山口副会長　すみません、私それじゃあ読み間違えまして、資料30、件名は「『福祉情報ガイドブック』の配布委託について」、同じですね。

○区政情報課長　すみません。

○山口副会長　配布された資料は直っているという理解をいたします。

それでは今の件名につきまして、福祉部管理課長さんでしょうか。よろしく願います。

○管理課長　福祉部管理課長の山崎でございます。よろしく願います。

○山口副会長　ご説明ください。

○管理課長　それでは民生・児童委員協力員への「福祉情報ガイドブック」の配布業務委託についてご説明します。

まず事業の概要をごらんいただきたいと思います。内容としましては、社会福祉協議会が作成した高齢者に対する福祉情報を盛り込んだ「福祉情報ガイドブック」の配布を民生・児童委員協力員の方に委託するものです。63歳以上の方のいる世帯に対して民生・児童委員の方に配布をお願いするということについては、既に平成19年度の第3回新宿区情報公開・個人情報保護審議会でのご了承をいただいているところですが、民生・児童委員の方が病気あるいは欠員等の理由により配布できない地域が出てきております。そうした地域につきまして民生・児童委員協力員の方に配布を委託するという内容でございます。

続いて、民生・児童委員協力員事業というのはいかなるものかについて、若干説明させていただきますと思います。民生・児童委員協力員事業についてという資料をごらんいただきたいと思います。この事業につきましては、平成19年10月から新たにスタートしました、東京都独自の事業です。目的としましては、民生・児童委員の仕事が最近非常に役割が増加して、またその内容も複雑・多様化していると、そういうところから民生・児童委員に協力する方を委嘱しまして、それをもちまして地域福祉力の向上、あるいは安定した民生・児童委員制度の確立を目指していくというものでございます。

協力員の方の要件ですが、地域の在住者で地域福祉に関心があって、意欲のある方をお願いするということになっております。役割につきましては、区市町村の依頼する業務を担うことによって、民生・児童委員の活動に協力することと、民生・児童委員の依頼に応じて活動するということになっております。

選出につきましては、区が推薦して都知事が委嘱するということになっておりまして、定員につきましては1地区3名ということで、新宿区の場合は30名が定員ということです。現在のところ、委嘱が第1次、第2次ということで行われるんですけど、第1次の委嘱につきましては既に14名の方に委嘱をしております。あとは第2次ということで考えております。

この方々の秘密を守る義務についてご説明しますと、一つは東京都の要綱、そして新宿区の要綱で秘密を守る義務を明記しております。また、秘密を守るということについて区長あての誓約書を取っています。さらに、区長から依頼する業務委託依頼の中に遵守すべき事項という項目を盛り込みまして、その中にも秘密を守る義務を明記しています。そのほかに東京都個人情報の保護に関する条例、それから新宿区個人情報保護条例の適用を受けるということになっております。

この方々の身分なんですけど、民生・児童委員の方につきましては東京都の非常勤特別公務員ということで、厚生労働大臣からの委嘱ということになっておりますが、この協力員の方につきましては、位置づけはボランティアの位置づけです。根拠は民生・児童委員の場合は法律なんですけど、この場合は要綱に基づくものです。それから委嘱につきましては東京都知事からの委嘱ということになっております。以上が民生・児童委員協力員の説明でございます。この方々に、今申し上げましたように、病気だとか欠員等によりまして民生・児童委員が配布できない地域につきまして、この協力員の方に委託するということでございます。

続いてその配布方法なんですけども、「福祉情報ガイドブック」の配布委託についての資料をごらんいただきたいと思います。委託先は民生・児童委員協力員で、紙ベースで

名簿をお渡ししまして、その名簿に基づいて配布していただくということです。その名簿の内容につきましては、氏名・世帯主・住所・電話番号、この項目に絞ってお渡ししたいと思います。

委託の方法ですが、民生・児童委員協議会から、会長からこの地域を協力員の方に配布していただきたいという文書をいただきまして、その文書に基づいて区が民生・児童委員協力員に委託するという方法で考えております。

委託にあたって区が行う情報保護対策ですが、一つは特記事項を付すということと、もう一つは名簿につきましては、業務の終了後回収したいと考えています。それから先ほど申し上げましたように、民生・児童委員協力員の守秘義務についても定めているということでございます。

以上でございます。

○山口副会長 何かご質問ございますか。どうぞ、中矢委員。

○中矢委員 ぜひこれを認めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山口副会長 皆さんご存じのとおり、中矢委員は民生委員をやっておられまして、ご自身も協力者を希望しておられるようですので。ほかに何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

それではこれは報告事項ということですので、了承ということで終わりにさせていただきます。どうもご苦労さまでした。

それでは資料31は撤回ということになりましたので、資料32、件名「ふれあい入浴証引換券の発送にかかる封入封緘事務の委託について」、どうぞ。

○健康いきがい課長 それでは「ふれあい入浴証引換券の発送にかかる封入封緘事務の委託について」ご説明申し上げます。座ってご説明を申し上げます。2ページを見ていただきたいと思います。事業の概要でございます。この事業、「ふれあい入浴」でございますけれども、区内の公衆浴場に無料で入っていただくというもので、対象者は60歳以上の方、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、また未就学児を扶養し児童育成手当を受給している方という方たちが対象者でございます。

事業の内容でございますけれども、月4回、無料で公衆浴場に入れる入浴証を交付しているというものでございます。下の方に書いてございますけれども、昨年11月より、精神障害者を入れたということもありまして、封入封緘をしているというところでございます。

次の3ページを見ていただきたいと思います。封入封緘を委託したいという内容でございます。委託業者には住所・氏名・開始年月・整理番号、依頼している項目を依頼して、封入封緘をしていただくということでございます。5月の利用開始分から実施したいということで、情報保護でございますけれども、特記事項を付すとともに、業務終了後はすべて提供した情報は戻してもらうというようなことを考えているところでございます。

以上でございます。

○山口副会長 何かご質問、ございますでしょうか。

[「なし」の声あり]

なければ報告事項ですので、了承ということにいたしますが、よろしゅうございますか。

[「異議なし」の声あり]

じゃあ、この件は了承ということで、終了いたします。

続きまして資料33、件名「コールセンター業務委託について」を審議いたします。区政情報課、担当でしょうか。よろしく申し上げます。どうぞ。

○広聴担当副参事 今会長からご紹介がありました「コールセンター業務委託について」、ご説明させていただきます。失礼ですが、座らせていただいてご説明をさせていただきます。

○山口副会長 どうぞ。

○広聴担当副参事 本件につきましては、個人情報保護条例第14条第1項の規程に基づきまして、個人情報の収集及び個人情報の電子計算機処理の委託に関するご報告でございます。

1枚をおめくりいただきますと、事業の概要を添付させていただいております。前回7月18日の日に、当委員会の方にご報告をさせていただきました内容と寸分変わるものではございません。ただこの概要のところ、まず担当課というところで標記はあります区長室区政情報課という担当課でございますが、コールセンターの所管につきましては、今年度の4月1日に組織改正を予定させていただいております。その中で区長室には区政情報課とは別に、広聴担当課という担当課が新たに発足する予定でございます。本件の事業につきましては、その新たに設置される広聴担当課が引き続き新年度以降は行うということでご説明にかえさせていただきます。

また、コールセンターの要するに前回のご説明をした際に、そのやり方についてはすべて同じなのですが、その際に私どもの方でまだ決まっていなかった事項がございます。それは開設の日時・時間、そういったものでございます。このペーパーのとおり、1月1日から3日を除くすべての362日間の開設ということで、時間は午前8時から午後10時までということにさせていただきます。電話による簡易な問合せに対応するコールセンターは、本年3月3日の8時に開設をするということで決定をしましたので、この間で決定した内容については以上でございます。事業内容につきましては前回ご説明を差し上げているところでございますので、今回、説明は省略させていただきます。

もう1枚お開きいただきますと、今回の報告に関する業務委託の内容について、前回は「FAQ」という、よくある質問集の部分について外部委託にかけるということでご審議をいただきましたが、今回はそのFAQを使って、コールセンターがコールに応じるときに、どうしても苦情ですとか意見ですとか、専門の相談にかかわるものについては、コールセンターでの業務の範囲を超えているということで、各担当事業課の方に回します。その回すときに、開庁時間中でしたら電話交換業務と同じように転送できるんですけども、閉庁時間帯においては氏名・電話番号・問合せ内容といった内容を一時的に情報収集させていただいて、それを機械の中で保管をさせていただくということで前回お諮り申し上げました。今回は、その業務を直接やるオペレーター業務を、現行の電話交換業務を受託している業者の方に委託をさせていただきます。夜間休日に最小限の情報収集も業務の範囲内とさせていただいて、委託契約を結ばせていただきたいということでございます。

契約の時期でございます。本年3月3日から平成22年3月31日までとさせていただきます。この期間につきましては、私ども庁舎の総合管理委託契約は複数年契約という

ことで、3カ年の契約をやっているところでございます。その関係もございまして、19年の4月1日から契約をしたその3カ年の範囲内で発足する3月3日からの契約ということで、契約変更させていただきます。

また、情報の保護対策については、そちらに書かれているとおり、別記の特記事項を付させていただきました。また、オペレーターの端末操作にあたっては、IDやパスワードによる認証を行います。セキュリティの徹底については十分に図ってまいり所存でございます。また、専用回線を経由する端末を固定型で持っておりますので、端末自体を外に持ち出すことも不可能でございます。収集した個人情報につきましては、私ども区政情報課、4月1日以降は広聴担当課で責任を持って1年で履歴を削除させていただくということで、保管をさせていただきたいということでございます。

また、受託業者に関しましては、その保護対策として取り扱い業者やオペレーターにあらかじめその取り扱いができるものを指定させていただいて、適切な管理を促します。また、収集した個人情報は、システム上で管理をし、速やかに区政情報課及び担当課の方にその情報が伝達するというので、セキュリティについても万全な対策を図るよう、受託業者に対しても要請してまいり所存でございます。

以上、簡単でございますが、ご説明にかえさせていただきます。

○山口副会長　ご質問でございますでしょうか。どうぞ、深沢委員。

○深沢委員　この三幸さんというのは委託先は入札でしたかね。

○山口副会長　どうぞ。

○広聴担当副参事　複数年契約で入札制度を採用したというふうに伺っています。

○深沢委員　何社ぐらいでしたかね。

○広聴担当副参事　申しわけございません。この事業の所管は総務部の総務課の庁舎管理係でございます。改めてそのときの入札経過について、資料を提示させていただくということでよろしいでしょうか。

○山口副会長　どうぞ。

○深沢委員　この三幸さんというのは、庁舎の警備から清掃から相当な量をおやりになっていきますよね。たしかもう何年も前から。この部分でやっぱり入札の経緯をきちんとお教え願いたい。またいろいろと問題があるといけないので、後で結構ですからお教え願えますか。

○広聴担当副参事　申しわけございません。契約の担当している所管課ではございませんので、資料は手元にはございません。改めてその入札経過についてはご説明にかえられる資料を提示させていただきたいと思っております。

○山口副会長　ほかにご質問、ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

ご質問なければ、これも報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

了承ということで、終了にいたします。

すみません。次回が日程がこむということで、できれば現在予定では資料38と39が本日机上配付されたものがあるんですけど、それを次回の予定になっておりますけど、できれば今、ちょっとこちらできょう、そう時間を取らないという事務局の説明なんですけ

ど。ちょっと審議できればしてほしいということなので、なるべく急いでやりますけど、ご協力いただけますか。ちょっと38を一気にやってみて、だめだったらもう打ち切ります。ということにしましょう。

○区政情報課長 事務局です。資料39とすみません、資料40の廃X線フィルムの処理委託です。それについて簡単にご審議いただけたらと思います。

○山口副会長 ちょっと待ってください。皆様お手元の、38と。

○区政情報課長 きょうお配りした2月5日の資料の第8回資料の。

○山口副会長 39と40ですか。それでいいですか。39と40。

○区政情報課長 はい。

○山口副会長 じゃあそれ二つを今から、それじゃあ。

○区政情報課長 お願いします。

○山口副会長 とりあえず資料39、件名「廃X線フィルムの処理委託について」をお諮りいたします。どうぞご説明ください。

○計画推進課長 内容につきましては同様でございますので、計画推進課の部分と、それから。

○山口副会長 これ両方。じゃあ、資料40の件名「廃X線フィルムの処理委託について」両方、一緒にあわせてご説明ください。

○計画推進課長 あわせてということをお願いをいたします。

○山口副会長 どうぞ。

○計画推進課長 X線につきましては、健康相談あるいは精密検査等で多くのX線撮影をさせていただきますが、これにつきましては保存期間が5年ということになっております。その保存期間が過ぎますと廃棄ということになるわけですが、これにつきましては年間数千枚の発生があるものですから、その廃棄について業者に委託をしたいと。ただそのときにフィルムに名前が下の方に記載されているものですから、個人情報の取り扱いということで業者の方に特記事項でさまざまな指示をした上での委託をしたいというものでございます。

事業の概要をごらんいただきたいと思いますが、事業内容といたしまして廃X線フィルムの収集・運搬、それから処分・最終処分、それからもう一つはフィルムの処理業務においてフィルム中に含有されます銀、これを業者の方に売却して、区がそれを収入にするというような内容でございます。

保有課といたしましては、計画推進課の区民健康センター、それから先ほど申し上げましたが、もう1件の方の各保健センター、4所ございますが、そちらの4カ所でございます。情報の媒体ですが、X線フィルムでございます。保有している情報というのは、氏名、性別、年齢、それから撮影した映像ということになります。

委託の理由でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物収集・運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を受けた業者に委託するというものでございます。委託の開始時期及び期限でございますが、平成20年の4月1日から21年の3月31日でございます。契約に当たり付します特記事項につきましては、後ろの方に資料として添付しているものでございます。

区民健康センターについては、この表が2枚ついてございますが、1枚は健康相談事

業、1枚は精密検査事業ということでございます。健康相談事業というのはいわゆる普通の一般にやられている基本健康診査でございますね。精密検査事業というのは胃がん検診、骨粗鬆症検診、それから大腸がん検診などでございます。

説明は雑駁でございますが、以上でございます。

○山口副会長 何かご質問ございますでしょうか。

きょうは、先ほどから委託先について結構質問が出ておまして、私としては委託先を選ぶときに、今までの業者との経過とかそういうことではなくて、やはりこちらの審議会としては、個人情報の管理がしっかりしているところを採用の基準に当然なっていると思えますが、その点を特に重要な項目として選択をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○計画推進課長 はい。十分配慮してまいりたいと思います。

○山口副会長 お願いいたします。

それでは特別ご質問がなければ、本件も報告事項ですので、2件とも了承したということにいたしたいと思えます。よろしゅうございますか。

[「異議なし」の声あり]

じゃあ、了承で終了いたします。どうもご苦労さまでした。

それではすべて本日の審議事項は終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回は2月5日、午後2時でしたか。またこちらで開催する予定になっておりますので、どうぞご協力、お願いいたします。

どうも本日はご苦労さまでした。ありがとうございました。